

第24回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年6月20日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和7年6月20日（金）午前10時00分から午前11時20分

2. 開催場所 壬生町役場 大会議室

3. 出席委員 9人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 4番 刀川 正己 5番 鯉沼 玲子
6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

葭葉 進推進委員 廣澤 薫推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の件について

議題第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について

議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について

報告第1号 非農地証明願の件について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について

議題第5号 農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について

その他

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野大地

主任 田口梨沙 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和7年6月20日（金）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第24回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は9名で、高橋宏治農業委員より欠席の連絡をいただいております。また葭葉 進推進委員、廣澤 薫推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 皆さん、改めましてこんにちは。農地法第3条、第5条の許可申請等で現地調査を行っていただいておりますが、非常に暑くなってきておりますので、農業委員会の作業服をきちんと着用いただいて調査にあたってくださいと思います。また、日中の作業中には十分水分を補給していただいて、熱中症予防対策をしっかりとっていただきたいと思います。

過日、新聞で_____での農機具による死亡事故が載っていました。亡くなられた方は地元では大きく農業を行っていた方で、非常に痛ましい事故だったと思います。皆様には普段使い慣れた機械だとは思いますが、ちょっとしたことで大きな事故に繋がることがあり、私も最近怪我をしそうになったことが何回かありましたので、細心の注意を払っていただいて、農作業を進めていただきたいと思います。

また、私たちの任期もあと1年ということで、残りの期間を、しっかりと職務を全うしてまいりたいと思いますので、皆様にご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 それでは、9番 木野内佳代子委員、1番 早乙女春香委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。なお、第9項案件につきましては、申請内容を現在調整中でございますので、事務局から内容と経過のご説明のみとさせていただきます、今回は審議しない形をとらせていただきたいと思います。

それでは改めまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（下町） 自作地 93㌥ 借受地 8㌥
貸付地 17㌥

譲受人 _____（上町） 自作地 159㌥ 貸付地 48㌥

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉 _____ 田 985㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働4人

第2項

譲渡人 _____
_____（宇都宮市）
自作地 13㌥

譲受人 _____（下町） 自作地 484㌥ 借受地 31㌥
貸付地 81㌥

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉 _____ 田 267㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働6人

第3項

譲渡人 _____（上町） 自作地 159㌥ 貸付地 48㌥

譲受人 _____（下町） 自作地 188㌥ 借受地 18㌥
貸付地 21㌥

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉_____ 田 5 7 1 m²
売買による所有権移転 _____ 円/1 0 a 稼働 3 人

第 4 項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地 9 ㌥

譲受人 _____ (上長田) 自作地 3 1 4 ㌥
借受地 1 3 8 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____ 畑 9 8 8 m²
交換による所有権移転 稼働 3 人

第 5 項

譲渡人 _____ (城南) 自作地 5 ㌥

譲受人 _____ (城南) 自作地 1 2 8 ㌥ 借受地 9 ㌥

(土地の表示)

壬生町本丸二丁目_____ 田 2 9 0 m²
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 1 人

第 6 項

譲渡人 _____ (上新町) 自作地 8 7 ㌥ 借受地 4 4 ㌥

譲受人 _____ (国谷本田) 自作地 5 5 0 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字国谷_____ 畑 1 1 0 4 m²
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 3 人

第 7 項

譲渡人 _____ (国谷本田) 自作地 1 8 9 ㌥

譲受人 _____ (国谷本田) 自作地 5 5 0 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字国谷_____ 畑 1 0 9 7 m²
売買による所有権移転 _____ 円 稼働 3 人

第8項

譲渡人 _____ (馬場) 自作地 115㌥ 貸付地 320㌥

譲受人 _____

_____ (下野市) 借受地 52㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井 _____ 畑 3852㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働1人

第9項

譲渡人 _____ (六美町中央) 自作地 12㌥ 借受地 9㌥

譲受人 _____ (茨城県) 自作地 104㌥ 借受地 83㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井 _____ 畑 1290㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

ここで、第9号案件について補足説明をいたします。

譲受人の _____ さんですが、営農計画書によりますと、オリーブの栽培のため、個人で農地を取得することになっております。6月17日に農業委員、農地利用最適化推進委員の方々に現地調査を行っていただき、ご本人からも営農計画について説明いただきましたが、個人で農地を取得するには、自宅からの距離が _____ km以上で、通作時間も _____ 分から _____ 分ほどかかり、農地法第3条第2項第1号の農地の全部効率利用要件を満たしていないのではないかということから、今回の申請につきましては保留とさせていただくこととし、ご本にもご了承いただきました。

なお、譲受人の _____ さんは、農業に関する会社を経営しており、株式会社化を考えているということから、自身の会社を農地所有適格法人として設立することも検討してみますということでした。

事務局としましても、農地の全部効率利用要件の観点から、今回の申請につきましては、保留とし、譲受人の方に申請内容の調整をしていただくこととさせていただければと考えます。

なお、第1項案件から第8項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしております。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

 ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

 去る6月14日に私と刀川正己農業委員、大橋和枝推進委員と、譲受人の____氏の父 ____氏立会いのもと、現地調査を行いました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

 （質問意見なし）

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

 （全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2案件を議題といたします。

 ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

 なお、本案件は、____委員の親族が譲受人となる事案です。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されます。

 ____委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

○議長 それでは、____委員は退席をお願いします。

(_____ 委員 退席)

○議長 5 番 鯉沼 玲子 委員

● 5 番 鯉沼 玲子 委員

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 2 項について説明いたします。

去る 6 月 14 日に私と大関孝男農業委員、大橋和枝推進委員と、譲受人の _____ 氏の父 _____ の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1 番から 7 番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件も満たしておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第 2 項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 1 号第 2 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 2 項は、原案のとおり決定いたしました。 _____ 委員は、席にお戻りください。

(_____ 委員 着席)

○議長 次に第 3 案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8 番 琴寄 成人 委員

● 8 番 琴寄 成人 委員 (3 項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る6月14日に私と刀川正己農業委員、大橋和枝推進委員と、譲渡人の____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る6月16日に私と高橋宏治農業委員、中川義人推進委員と、現地調査を行ってまいりました。農地の一部に除草されていない箇所があり、6月19日までに除草していただくよう、高橋委員が立会いの方に話をし、総会の日に現地を確認して除草をしていただいたことが確認できれば許可をいたしますと伝えていました。ただ、本日高橋委員が欠席ということですが、その件以外につきましては、チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、現地の状況については、事務局の方で確認していただけますかね。

●事務局 岡局長

はい。わかりました。除草の状況を確認します。

○議長 それでは、第4項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第5項を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項について説明いたします。

去る6月15日に私と琴寄成人農業委員、葭葉 進推進委員と、譲受人の____氏との立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第5項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第6項を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第6項について説明いたします。

去る6月18日に私と葭葉孝男農業委員、大栗京子推進委員と、____行政書士の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第7項を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第7項について説明いたします。

この土地は先ほどの案件の隣の農地となります。去る6月18日に私と葭葉孝男農業委員、大栗京子推進委員と、____行政書士の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第8項を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（8項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第8項につ

去る6月14日に私と木野内佳代子農業委員、鈴木進吉推進委員と、申請人代理人の_____行政書士の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

(質問意見なし)

(全員挙手)

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

第1項

賃借人 株式会社_____

代表取締役 (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田_____畑 14004 m²のうち
9285.76 m²

園芸用土採取を目的とした賃借権の設定で、令和7年2月27日に一時転用許可を受けておりましたが、今回許可期間を令和9年2月26日まで延長するための事業計画の変更申請となっております。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の下 7 番 葭葉 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 7 番 葭葉 孝男 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、6月16日月曜日に、私と琴寄成人職務代理、木野内佳代子農業委員、廣澤 薫推進委員、葭葉 進推進委員、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の7名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

本案件については、令和7年2月27日付で園芸用土採取のための一時転用許可を受けた案件の掘削深と許可期限を変更するためのものです。申請時は赤土のみを採取する予定でしたが、鹿沼土も採取することとなったため、掘削深を2mから3.5mへと変更、それに伴い、許可期限を令和9年2月26日まで延長することとなっています。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、今回の掘削深の変更と許可期限の延長は、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

それでは議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、（農業委員会に）意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書7ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が4件、面積合計が20,193㎡となっております。

続きまして議案書8ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が2件、面積合計が4,249㎡となっております。

続きまして、議案書の9ページから10ページ、所有権移転分について、申請が6件、面積合計が20,783㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」について、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」、内、農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）についてご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。

1番

壬生町大字藤井_____の一部 田 43㎡

駐車場利用のための住宅敷地を目的とした除外の申請で、土地所有者、利用予定者ともに_____氏となっております。

2番

壬生町大字_____の一部 畑 173.68㎡

土地所有者は_____氏です。

壬生町大字_____の一部 畑 325.64㎡

土地所有者は_____氏です。

自己用住宅敷地拡張を目的とした除外の申請で、土地利用予定者は_____夫妻となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については6月16日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番の案件について、調査委員長の 2番 安納 ^{いちお}一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 2 番 安納 一雄 委員（1 番の件について報告）

議案第 4 号 「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」について、審査会の審査結果をご報告いたします。

審査等については、6 月 1 6 日 月曜日に私と、大橋好一会長、琴寄成人職務代理、早乙女春香農業委員、高橋宏治農業委員、農政課 中川崇行主幹、糸川紘慧主査、岡 洋子事務局長、今野尚局長補佐、松本ひなた主任の 1 0 名で行いました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1 番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から南へ 4 0 0 m に位置する農地です。土地の所有者、利用予定者ともに_____氏で、駐車場利用のための駐車場敷地拡張を目的とした除外の申し出となっております。

現在、住宅の北側にカーポートがあり、1 台駐車していますが、今回、同居している息子が新たに車を購入することになり、現状の住宅敷地内では十分な駐車スペースを確保できない状況です。また、来客の際にも駐車場がなく、接道から自宅へつながる通路に停めてもらっていますが、帰りはバックで出てもらうしかないなど、不便をきたしている状況です。

このため、新たに購入する車を置くスペースと、来客車用の駐車スペースの設置を計画していました。土地については、安全性や移動の効率性を考えて自宅に隣接した自己所有の農地を選定し、今回の申し出に至ったということです。

申請地は一団農地の縁^{えんべんぶ}辺部にあり、周辺農地への影響が少なく、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第 1 3 条第 2 項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、審査会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番の案件について、調査委員長の 2番 安納 ^{いちお} 一雄 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 2番 安納 一雄 委員（2番の件について報告）

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番について、ご報告いたします。

申請地は、_____の東に約400mに位置する農地です。

土地の所有者は、それぞれ、_____氏、_____氏、土地利用予定者は、_____夫妻で、自己用住宅敷地を目的とした除外の申出となっております。_____夫妻は現在、_____のアパートに夫婦と子2人で住んでおり、子どもの成長に伴い、将来に向けて生活基盤を安定させるため、自己用住宅の建築を検討していました。

本人たちが所有する土地はなく、また妻の____さんが実家の農作業を手伝っていることや、夫婦共働きであるため、実家の支援が必要であることから、実家近くの周辺農地を複数検討したところ、____さんの祖父が所有する農地と、その隣接農地を活用できることとなり、今回の申し出に至ったということです。

申請地は一団農地の^{えんぺんぶ}縁辺部にあり、周辺農地への影響が少なく、農地の集团的

まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第 13 条第 2 項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、審査会としましては、農用区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 4 号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2 番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 4 号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2 番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、議案第 5 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）』を議案のとおり変更することについて、同法同条第6項の規定に基づき、関係機関として農業委員会に意見を求めるものでございます。

『地域計画変更内容一覧』に従いましてご説明いたします。

議案書14ページ記載の4筆について、転用のための地域計画からの除外の申し出が出されております。転用目的は、住宅敷地拡張（駐車場）及び住宅敷地への用途変更となっております。15ページ、16ページに該当農地を示す目標地図を添付しております。

このことについては、6月1日から14日までの期間、町の公式ウェブサイトに掲載し地域協議を行いましたが、寄せられた意見はございませんでした。

今回、地域計画からの除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられます。また、いずれも集落に接続している土地であり、転用の見込みがあるものと確認しております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（意見質問なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の17ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区委員の方から現地調査の結果報告をいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る6月10日に、私と鈴木進吉推進委員と、行政書士の____さん立会いのもと、現地を確認してまいりました。議案資料に記載されているとおり、以前より宅地及び駐車場敷地として利用していることを確認してまいりました。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページのとおり2件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページのとおり8件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 報告第5号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」は、議案書の22ページのとおり1件の申請がございました。

内容については、令和7年4月25日付壬農委第77号にて、住宅及び道路敷地のための売買による所有権移転として、届出受理書を交付した案件です。取消理由に記載のある通り、譲受人の持分の記載が無かったことから、令和7年5月19日付で_____氏、_____氏より、農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願が提出され、令和7年5月22日付で書類を受理いたしました。

本総会の農地法第5条の規定による届出の件の第3項、第4項案件にて、本案件の願出人が譲渡人、譲受人として改めて、農地法第5条の規定による農地転用届出書が提出されております。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号は終わります。

●8番 琴寄 成人 委員

先ほどの報告第2号の「農地法第3条の3の規定による届出の件について」の第1項の_____さんの件で、遺贈による所有権移転ということでしたが、遺贈主はどなたになりますか。

●7番 葭葉 孝男 委員

遺贈ということは、どういうことですかね。

●8番 琴寄 成人 委員

遺贈による所有権の移転ということとは、農地をもらったということでは

すよね。

● 4 番 刀川 正己 委員

遺贈主は身内ではないということですよね。他人なのですかね。

● 7 番 葭葉 孝男 委員

遺贈ということは、贈与ということではないですよね。

● 4 番 刀川 正己 委員

普通は相続ですから、遺贈ということは相続ではないということで。

○議長 遺贈というのは、相手が亡くなっているということですよね。生きている内なら贈与ですから。例えば、身内がいない場合で、世話をしてくれたので、その人に土地を譲りますというようなことなのだと思います。

● 8 番 琴寄 成人 委員

_____さんの身内でそのような方はいないと思うのですよね。面積は2反5畝ですものね。

●事務局説明（岡局長）

_____さんという方で、_____の方です。_____さんとの関係まではわかりません。

● 7 番 葭葉 孝男 委員

遺贈とはどのようなことなのか。

●事務局説明（岡局長）

遺言によって、自分の財産を特定の個人や団体に無償で譲ることです。遺言書で指定された人が財産を受け継ぐため、法定相続人以外の人や団体にも財産を渡すことができます。

● 2 番 安納 一雄 委員

_____さんというのは、「_____」から「_____」に変更した方ではないですか。

● 8 番 琴寄 成人 委員

その「_____」さんは、_____の方ですが、_____さんとは親戚ではありません。

それでは、遺贈の件はわかりましたので。ありがとうございました。

○議長 その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第24回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時20分閉会】

会 長 大 橋 好 一

9 番 木 野 内 佳 代 子

1 番 早 乙 女 春 香